

法制度のご紹介

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(*)を提供します。

(*) 刑事手続の流れ、各種支援制度など

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(*)を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。

(*) お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談などの支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。紹介は無料ですが、弁護士費用等が必要となります(一定の要件に該当する方は、裏面の弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。)

《お問合せ先》

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ

0570-079714

ナビダイヤル®

※IP電話からは、03-6745-5601

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00

(日曜祝日・年末年始休業)

※固定電話からは3分8.5円(税別)、携帯電話からは20秒10円程度(税別)で全国どこからでもご利用いただけます。

お近くの「法テラス」で ※全国の「法テラス」の所在地は、裏面をご参照ください。

お電話のほか、面談による情報提供も行っています。

受付時間 **平日 9:00~16:00**

(ただし、地域によって異なる場合があります。)
(土日・祝日及び年末年始は休業)

ホームページで 法テラス 検索

URL <http://www.houterasu.or.jp/>

- よくある質問とその答え(FAQ)や相談窓口情報を検索できます。
- 電子メールによるお問合せも受け付けています。

全国の「法テラス」所在地一覧

業務時間《平日》9:00~17:00

北海道	札幌	☎ 0503383-5555	〒060-0061	札幌市中央区南1条西11-1	コンチネンタルビル8F
	函館	☎ 0503383-5560	〒040-0063	函館市若松町6-7	三井生命函館若松ビル5F
	旭川	☎ 0503383-5566	〒070-0033	旭川市3条通9-1704-1	TKフロンティアビル6F
	釧路	☎ 0503383-5567	〒085-0847	釧路市大町1-1-1	道東経済センタービル1F
東北	宮城	☎ 0503383-5535	〒980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1	一番町平和ビル6F
	福島	☎ 0503383-5540	〒960-8131	福島市北五老内町7-5	イズム37ビル4F
	山形	☎ 0503383-5544	〒990-0042	山形市七日町2-7-10	NANABEANS8F
	岩手	☎ 0503383-5546	〒020-0022	盛岡市大通1-2-1	岩手県産業会館本館2F
関東	秋田	☎ 0503383-5550	〒010-0001	秋田市中通5-1-51	北部ビルディング6F
	青森	☎ 0503383-5552	〒030-0861	青森市長島1-3-1	日本赤十字社青森県支部ビル2F
	東京	☎ 0503383-5300	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1	エスタック情報ビル13F
	神奈川	☎ 0503383-5360	〒231-0023	横浜市中区山下町2	産業貿易センタービル10F
中部	埼玉	☎ 0503383-5375	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15	さいたま商工会議所会館6F
	千葉	☎ 0503383-5381	〒260-0013	千葉市中央区中央4-5-1	Qiball (きはるー) 2F
	茨城	☎ 0503383-5390	〒310-0062	水戸市大町3-4-36	大町ビル3F
	栃木	☎ 0503383-5395	〒320-0033	宇都宮市本町4-15	宇都宮NIビル2F
近畿	群馬	☎ 0503383-5399	〒371-0022	前橋市千代田町2-5-1	前橋テルサ5F
	静岡	☎ 0503383-5400	〒420-0031	静岡市葵区呉服町2-1-1	札の辻ビル5F
	山梨	☎ 0503383-5411	〒400-0032	甲府市中央1-12-37	IRIXビル1F・2F
	長野	☎ 0503383-5415	〒380-0835	長野市新田町1485-1	長野市もんぜんぶら座4F
中国	新潟	☎ 0503383-5420	〒951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51	新潟東中通ビル2F
	愛知	☎ 0503383-5460	〒460-0008	名古屋市中区栄4-1-8	栄サンシティビル15F
	三重	☎ 0503383-5470	〒514-0033	津市丸之内34-5	津中央ビル
	岐阜	☎ 0503383-5471	〒500-8812	岐阜市美江寺町1-27	第一住宅ビル2F
四国	福井	☎ 0503383-5475	〒910-0004	福井市宝永4-3-1	三井生命福井ビル2F
	石川	☎ 0503383-5477	〒920-0937	金沢市丸の内7-36	金沢弁護士会館内
	富山	☎ 0503383-5480	〒930-0076	富山市長柄町3-4-1	富山県弁護士会館1F
	大阪	☎ 0503383-5425	〒530-0047	大阪市北区西天満1-12-5	大阪弁護士会館B1F
九州	京都	☎ 0503383-5433	〒604-8005	京都市中京区河原町通三乗上る恵比須町427	京都朝日会館9F
	兵庫	☎ 0503383-5440	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3	神戸クリスタルタワービル13F
	奈良	☎ 0503383-5450	〒630-8241	奈良市高天町38-3	近鉄高天ビル6F
	滋賀	☎ 0503383-5454	〒520-0047	大津市浜大津1-2-22	大津商中日生ビル5F
沖縄	和歌山	☎ 0503383-5457	〒640-8155	和歌山市九番丁15	九番丁MGビル6F
	広島	☎ 0503383-5485	〒730-0013	広島市中区八丁堀2-31	広島鴻池ビル1F
	山口	☎ 0503383-5490	〒753-0072	山口市大手町9-11	山口県自治会館5F
	岡山	☎ 0503383-5491	〒700-0817	岡山市北区弓之町2-15	弓之町シティセンタービル2F
香川	鳥取	☎ 0503383-5495	〒680-0022	鳥取市西町2-311	鳥取市福祉文化会館5F
	島根	☎ 0503383-5500	〒690-0884	松江市南田町60	
	香川	☎ 0503383-5570	〒760-0023	高松市寿町2-3-11	高松丸田ビル8F
	徳島	☎ 0503383-5575	〒770-0834	徳島市元町1-24	アミコビル3F
福岡	高知	☎ 0503383-5577	〒780-0870	高知市本町4-1-37	丸ノ内ビル2F
	愛媛	☎ 0503383-5580	〒790-0001	松山市一番町4-1-11	共栄興産一番町ビル4F
	福岡	☎ 0503383-5501	〒810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12	南天神ビル4F
	佐賀	☎ 0503383-5510	〒840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8	太陽生命佐賀ビル3F
九州	長崎	☎ 0503383-5515	〒850-0875	長崎市栄町1-25	長崎MSビル2F
	大分	☎ 0503383-5520	〒870-0045	大分市城崎町2-1-7	
	熊本	☎ 0503383-5522	〒860-0844	熊本市中央区水道町1-23	加地ビル3F
	鹿児島	☎ 0503383-5525	〒892-0828	鹿児島市金生町4-10	アーバンスクエア鹿児島ビル6F
沖縄	宮崎	☎ 0503383-5530	〒880-0803	宮崎市旭1-2-2	宮崎県企業局3F
	沖縄	☎ 0503383-5533	〒900-0023	那覇市楚辺1-5-17	プロフェスビル那覇2・3F

上記以外にも支部・出張所・地域事務所があります。詳しくはお近くの法テラスへお問い合わせください。

050 ■法テラスでは、IP電話を使用しています。
 ■おかけ間違いのないよう必ず「050」からダイヤルしてください。

平成30年6月発行

ドメスティック バイオレンス(DV)



法テラス
 ホームページ



二次元バーコード

犯罪被害者支援Q&Aシリーズ ②

法テラスは国が設立した公的な法人です。

Q1 DV(ドメスティックバイオレンス)とは、何ですか？

一般的には、親密といわれる関係にある人(配偶者、内縁の夫・妻、恋人など)から他方への暴力のことをいいます。

このうち、DV防止法*1により保護が図られている対象*2は、配偶者(内縁を含む)からの暴力や、離婚後、元の配偶者から引き続き受ける暴力、同居の交際相手からの暴力、同居解消後、元交際相手から引き続き受ける暴力です。また、男性や外国籍の方が被害を受けた場合も、保護の対象となります。

DV防止法において、「暴力」とは、DV加害者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動であると規定され、身体的暴力だけでなく精神的暴力・性的暴力も含まれます*3。

【DVに当たりうる例】

○身体的暴力

殴る、蹴る、凶器を突き付ける、物を投げ付けるなど、身体に対する直接的な攻撃

○精神的暴力

大声で怒鳴る／「誰のお陰で生活できるんだ」などと言う／殴る素振りや物を投げ付ける振りをして脅す など

○性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する／中絶を強要する／避妊に協力しない など

※1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※2 DV等被害者法律相談援助の対象も、DV防止法による保護の対象と同じです。

※3 行為の態様・程度によっては、「暴力」に当たらない場合もあります。

Q2 配偶者等からの暴力を直ちに避けるにはどうすればよいですか？

緊急を要する場合は、身の安全を確保することが大切です。110番通報するか、最寄りの警察署や交番等に行き被害を訴えてください。警察では、被害者の意向を尊重し、相談・防犯指導、被害者の保護、DV加害者の暴力の制止、DV加害者の指導・警告、検挙等、必要な措置を採ります。

また、配偶者暴力相談支援センター等が運営している一時保護施設(シェルター)の利用も検討してください。利用申込み等については、上記センターのほか、地方公共団体の福祉担当窓口や警察で相談することができます。

一時保護施設に避難する場合は、自分の現金・衣類・健康保険証・年金手帳・預金通帳・カード・実印等、生活に必要なもの、重要なものを持参すると良いでしょう。

Q3 DV加害者が近付かないようにすることや、家から出て行ってもらうことはできますか？

「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者は、その後も、DV加害者からの身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、地方裁判所に、DV加害者に対して保護命令を出してもらうよう申し立てることができます。

※このほかにも、法テラスホームページ

<http://www.houterasu.or.jp/> でよくある質問とその答え(FAQ)を紹介していますので、ご覧ください。

保護命令には、①被害者の身の周りのつきまといや、住居や勤務先等の付近を徘徊することを6か月間禁止するもの(接近禁止命令)、②被害者と同居している住居から2か月間退去させ、その付近を徘徊することを禁止するもの(退去命令)があります。

なお、被害者がDV加害者との面会を余儀なくされることを防止するために必要な場合には、被害者だけでなく、子どもや親族等への接近も被害者への接近に併せて禁止できる場合があります。

Q4 電話やメールで脅かされていますが、止めさせることはできますか？

被害者は、本人に対する接近禁止命令の申立てと同時に又は命令がなされた後、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、接近禁止命令の効力が生じた日から6か月間、DV加害者に対し、面会の要求や無言電話、夜間又は連続しての電話・ファクシミリ・メール等の行為の禁止を命じるよう申し立てることができます。なお、接近禁止命令の申立てをせずに、電話等の禁止命令だけを申し立てることはできません。

Q5 交際している相手から、身体的・精神的・性的な暴力を受けています。どうしたらよいでしょうか？

恋人からの身体的・精神的・性的な暴力は、デートDVと呼ばれており、若い人の間でも起きています。

デートDVについては、DV防止法により保護が図られる場合がある(Q1をご覧ください。)ほか、加害行為の態様・程度によっては、刑法やストーカー規制法*等が適用されることがあります。また、民事保全法に基づく接近禁止の仮処分の申立てや、加害者の暴力により肉体的・精神的被害を受けたことについて損害賠償請求を行うなどの対応も考えられます。

※ストーカー行為等の規制等に関する法律

Q6 弁護士に相談・依頼する費用がなくて困っています。

法テラスでは、一定の要件に該当する方については、以下の弁護士費用等に関する援助を行っています。各制度の概要は、右ページをご覧ください。

弁護士費用等についてご心配な方は、最寄りの法テラスにお問い合わせください。各種援助制度の内容や利用条件をご案内いたします。

◆法律相談費用の援助◆

- ① DV等被害者法律相談援助
- ② 民事法律扶助制度(法律相談援助)

◆弁護士費用等の援助◆

- ① 民事法律扶助制度(代理援助、書類作成援助)
- ② 日弁連委託援助(犯罪被害者法律援助)
※受任予定の弁護士を通じてお申込みください。
- ③ 被害者参加人のための国選弁護士制度

●弁護士費用等に関する援助制度

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います。被害の防止に必要な内容であれば、ご相談いただけます。

なお、下記の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,400円)をご負担いただきます。

◎資産基準

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

《ご利用の流れ》



その他の援助制度

*一定の要件に該当される方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。

刑事裁判に参加する

「被害者参加人」のための国選弁護士制度(刑事手続)

殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで、裁判所から「刑事裁判への参加」を許可された方(被害者参加人)を対象に、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。

民事法律扶助 (民事裁判等手続)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、弁護士費用等の立替えを行います(代理援助、書類作成援助)。

例) 損害賠償請求、損害賠償命令の申立てなど

日弁連委託援助 (刑事手続・行政手続等)

殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。

例) 被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、犯罪被害者等給付金申請、マスコミへの対応・折衝など